

葉山町営住宅条例の一部を改正する条例

葉山町営住宅条例（平成9年葉山町条例第19号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

平成30年11月29日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

町営住宅の入居者に係る収入の認定等について所要の改正を行うため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町営住宅条例の一部を改正する条例

葉山町営住宅条例（平成9年葉山町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第19号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第21条第2項第2号中「第2条」を「第2条第1号」に改め、同項第8号中「被害者及び」を「被害者又は」に改める。

第22条第4項中「第20条」を「第39条」に改める。

第29条第3項中「公営住宅法施行規則第10条」を「省令第11条」に改める。

第30条第3項中「公営住宅法施行規則第11条」を「省令第12条」に改める。

第31条第1項中「ただし、」の次に「町営住宅の」を加え、「請求を」を「報告の請求を」に、「町営住宅の入居者が、その」を「当該町営住宅の入居者が当該報告の」に改め、「ときは」の次に「、第33条第1項ただし書の規定により収入の額が認定された場合を除き」を加える。

第32条第2項中「公営住宅法施行規則第8条」を「省令第7条」に改める。

第33条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が省令第8条各号に該当するため、前条第1項の規定による申告をすること及び第54条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、町長は、同条の規定により把握した当該入居者の収入に基づき収入の額を認定し、当該額を当該入居者に通知することができる。

第33条に次の1項を加える。

- 3 入居者は、入居者又は同居者の退職、失職、再就職等により著しく収入が変動した場合は、町長に対し、規則で定めるところにより、前2項の規定による認定の変更を求めることができる。

第43条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(転貸等の禁止)」を付する。

第44条に見出しとして「(用途変更の禁止)」を付する。

第45条に見出しとして「(模様替え及び増築の禁止)」を付し、同条中「又は増築」を「及び増築」に改める。

第59条及び第60条中「政令第11条」を「政令第12条」に改める。

第80条第2項に次のただし書を加える。

ただし、入居者等の生命若しくは身体に危険が生じているおそれがある場合、又は火災、漏水等の事故その他の事由により現に使用している町営住宅が滅失し、毀損し、若しくは汚損するおそれがある場合において、緊急に当該町営住宅に立ち入る必要があると認められるときは、当該町営住宅の入居者の承諾を得ないで立ち入ることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町営住宅条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

町営住宅の入居者に係る収入の認定等について所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 町営住宅の入居者に収入の申告を行うことができない等の事情がある場合の収入の認定について定めることとした。
- (2) 現に使用している町営住宅の立入検査に係る入居者の承諾について、緊急時に立ち入る必要がある場合の例外規定を設けることとした。
- (3) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとした。

葉山町営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町営住宅条例 平成9年11月5日条例第19号</p>	<p>葉山町営住宅条例 平成9年11月5日条例第19号</p>
<p>(用語の定義)</p>	<p>(用語の定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第1条に規定する施設をいう。</p>	<p>(2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第1条に規定する施設をいう。</p>
<p>(3)~(5)</p>	<p>(3)~(5)</p>
<p>(入居者の資格)</p>	<p>(入居者の資格)</p>
<p>第21条 (略)</p>	<p>第21条 (略)</p>
<p>2 前項第1号、第3号から第5号に規定する条件を具備する次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)は、同項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、規則で定める規模の町営住宅に入居することができる。</p>	<p>2 前項第1号、第3号から第5号に規定する条件を具備する次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)は、同項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、規則で定める規模の町営住宅に入居することができる。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度であるもの ア~ウ (略)</p>	<p>(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度であるもの ア~ウ (略)</p>
<p>(3)~(7)</p>	<p>(3)~(7)</p>
<p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当する</p>	<p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者及び配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当する</p>

改正後	改正前
<p>もの ア・イ（略） 3（略） （入居者資格の特例） 第22条（略） 2・3（略） 4 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第39条</u>に規定する居住制限者にあつては、前条第1項第4号及び第5号に掲げる条件を具備する者を同項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。 （同居の承認） 第29条（略） 2（略） 3 前項に規定するもののほか、第1項の承認を与える場合の基準その他必要な事項は、<u>省令第11条</u>の規定に定めるもののほか、規則で定める。 （入居の承継） 第30条（略） 2（略） 3 前項に規定するもののほか、第1項の承認を与える場合の基準その他必要な事項は、<u>省令第12条</u>の規定に定めるもののほか、規則で定める。 （家賃の決定） 第31条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、第33条第1項の規定により認定された収入（同条第2項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第46条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、<u>町営住宅の入居者からの収入の申告がない場合</u>において、第54条第1項の規定による<u>報告の請求</u>を行</p>	<p>もの ア・イ（略） 3（略） （入居者資格の特例） 第22条（略） 2・3（略） 4 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第20条</u>に規定する居住制限者にあつては、前条第1項第4号及び第5号に掲げる条件を具備する者を同項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。 （同居の承認） 第29条（略） 2（略） 3 前項に規定するもののほか、第1項の承認を与える場合の基準その他必要な事項は、<u>公営住宅法施行規則第10条</u>の規定に定めるもののほか、規則で定める。 （入居の承継） 第30条（略） 2（略） 3 前項に規定するもののほか、第1項の承認を与える場合の基準その他必要な事項は、<u>公営住宅法施行規則第11条</u>の規定に定めるもののほか、規則で定める。 （家賃の決定） 第31条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、第33条第1項の規定により認定された収入（同条第2項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第46条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、<u>入居者からの収入の申告がない場合</u>において、第54条第1項の規定による<u>請求</u>を行ったにもかかわらず</p>

改正後	改正前
<p>ったにもかかわらず、<u>当該町営住宅の入居者が当該報告の請求に応じないときは、第33条第1項ただし書の規定により収入の額が認定された場合を除き、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</u></p>	<p>ず、<u>町営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</u></p>
<p>2～4 (略) (収入の申告)</p>	<p>2～4 (略) (収入の申告)</p>
<p>第32条 (略)</p>	<p>第32条 (略)</p>
<p>2 前項に規定する収入の申告の方法は、<u>省令第7条の規定に定めるもののほか、規則で定める。</u> (収入の認定)</p>	<p>2 前項に規定する収入の申告の方法は、<u>公営住宅法施行規則第8条の規定に定めるもののほか、規則で定める。</u> (収入の認定)</p>
<p>第33条 町長は、前条第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。<u>ただし、入居者が省令第8条各号に該当するため、前条第1項の規定による申告をすること及び第54条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、町長は、同条の規定により把握した当該入居者の収入に基づき収入の額を認定し、当該額を当該入居者に通知することができる。</u></p>	<p>第33条 町長は、前条第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>入居者は、入居者又は同居者の退職、失職、再就職等により著しく収入が変動した場合は、町長に対し、規則で定めるところにより、前2項の規定による認定の変更を求めることができる。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(転貸等の禁止)</u></p>	<p><u>(入居者の禁止事項)</u></p>
<p>第43条 (略)</p>	<p>第43条 (略)</p>
<p><u>(用途変更の禁止)</u></p>	
<p>第44条 (略)</p>	<p>第44条 (略)</p>
<p><u>(模様替え及び増築の禁止)</u></p>	
<p>第45条 入居者は、町営住宅を模様替し、<u>及び増築してはならない。</u>ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、町長の承認を得たときは、この限りでない。</p>	<p>第45条 入居者は、町営住宅を模様替し、<u>又は増築してはならない。</u>ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、町長の承認を得たときは、この限りでない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>3 第1項ただし書の規定による承認を得ずに町営住宅を模様替し、及び増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。</p> <p>(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第59条 町長は、第57条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第31条第1項、第48条第1項又は第51条第1項の規定にかかわらず、<u>政令第12条</u>で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第60条 町長は、法第44条第3項の規定による町営住宅の用途の廃止による町営住宅の除却に伴い、当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第31条第1項、第48条第1項又は第51条第1項の規定にかかわらず、<u>政令第12条</u>で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2 前項の規定により検査に従事する者が、現に使用している町営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該町営住宅の入居者の承諾を得なければならない。<u>ただし、入居者等の生命若しくは身体に危険が生じているおそれがある場合、又は火災、漏水等の事故その他の事由により現に使用している町営住宅が滅失し、毀損し、若しくは汚損するおそれがある場合において、緊急に当該町営住宅に立ち入る必要があると認められるときは、当該町営住宅の入居者の承諾を得ないで立ち入ることができる。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>3 第1項ただし書の規定による承認を得ずに町営住宅を模様替し、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。</p> <p>(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第59条 町長は、第57条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第31条第1項、第48条第1項又は第51条第1項の規定にかかわらず、<u>政令第11条</u>で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第60条 町長は、法第44条第3項の規定による町営住宅の用途の廃止による町営住宅の除却に伴い、当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第31条第1項、第48条第1項又は第51条第1項の規定にかかわらず、<u>政令第11条</u>で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2 前項の規定により検査に従事する者が、現に使用している町営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該町営住宅の入居者の承諾を得なければならない。</p> <p>3 (略)</p>